

南国市くらしのガイド（２０１８版）官民協働発行事業に関する協定書（案）

南国市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、市民サービスの向上を図り、地域社会への貢献に帰するため、「南国市くらしのガイド（２０１８版）」（以下「くらしのガイド」という。）の発行等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条 甲及び乙は、官民協働の精神に基づき協働してくらしのガイドを作成し、乙は、これを甲の指示に基づき市民へ配布及び甲に納入するものとする。

２ 甲及び乙は、この協定書に基づき協定の内容を誠実に履行しなければならない。

（費用負担）

第２条 乙は、企画、編集、印刷、製本、配布及び納品など、くらしのガイドの発行等に要する一切の費用を乙が集める広告及びその他の収入により賄うものとし、甲は一切の費用を負担しないものとする。

（くらしのガイドの発行等）

第３条 くらしのガイドの発行等については、仕様書及び企画提案書に基づき、甲・乙協議の上決定するものとする。

２ 甲又は乙の都合により仕様を変更する必要があるときは、甲・乙協議の上、仕様の変更ができるものとする。ただし、費用等が発生する場合は、負担割合を甲・乙協議の上決定する。

３ 甲は、くらしのガイド作成に係る必要な情報を乙に提供するものとする。

４ 乙は、くらしのガイドに広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、くらしのガイドを作成するものとする。

５ 甲は、くらしのガイドに記載する情報や広告に対し、検査を行い承認するものとする。

６ くらしのガイドの校正については、甲・乙が協力して行い、甲の校了をもって終了するものとする。

（広告の販売等）

第４条 くらしのガイドに掲載する広告の仕様及び内容は、「南国市広告掲載要綱」及び「南国市広告掲載基準」の内容を満たすものとする。

２ 乙は、広告主を募るに当たって、協働を基本に甲と協力し、地域事業者に対し十分な説明を行い、広告の販売を行うものとする。また、甲は、必要に応じ乙の支援を行うものとする。

- 3 乙は、広告募集活動において、事前に甲の承認を得た上で甲の名称等を使用することができる。
- 4 乙は、本協定の履行に関し、甲から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(くらしのガイドの発行に関する責任)

第5条 甲及び乙は、くらしのガイドの発行に関し、第三者からの苦情があった場合及び誤記・誤植の判明等の問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合は、直ちに問題解決のため必要な措置を講ずるものとする。

- 2 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関する責任を負うものとする。
- 3 乙は、広告掲載内容に係る苦情等に関する責任を負うものとする。

(発行の見直し等)

第6条 甲又は乙は、くらしのガイドの発行等は協働を基本として実施するが、社会情勢の変化や甲又は乙の責めに帰すべき事由により協働に支障が生じた場合には、発行等の全部又は一部を中止することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の帰属)

第8条 甲が提供する行政情報の著作権は、すべて甲に帰属し、乙が他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、甲の許可を得るものとする。また、乙が独自に収集した情報や広告の著作権は、乙に帰属し、甲が行う他の媒体へ転載、引用等を行う場合は、乙の許可を得るものとする。

(機密の保持)

第9条 甲及び乙は、この協定の履行に関して知り得た機密を他に漏らしてはならない。この協定が終了した後も同様とする。

(協定の期間)

第10条 協定の期間は、くらしのガイドの利用期間を含むものとし、協定締結の日から平成33年3月31日までとする。

(協定の解約)

第 11 条 甲又は乙は、やむを得ない事由が発生し協定の継続ができなくなった場合は、相手方に書面で通知し、双方合意の上でこの協定を解約することができる。

(その他)

第 12 条 この協定に関し疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲・乙記名押印の上 1 通を保有する。

平成 2 9 年 月 日

甲 高知県南国市大埴甲 2 3 0 1
 南国市
 南国市長

乙 所在地
 名称
 代表者